

御殿場市市民協働型まちづくり推進指針(案)
(市民提案)

平成17年1月19日

御殿場市市民協働型まちづくり市民会議

平成16年8月2日、御殿場市市民協働型まちづくり市民会議に対し、市長から御殿場市市民協働型まちづくり推進指針の原案策定が委嘱されました。

御殿場市市民協働型まちづくり市民会議では、市民と行政がよきパートナーとして、協力し合いながらより良いまちづくりを進めていくために必要とされる市民活動の現状や問題点をワークショップにより浮き彫りにし、課題、協働の理念、まちづくり推進のための方策について、全体委員会を8回、作業部会を3回開催し、別添のとおり提案として集約しました。

地方分権法の制定後、三位一体の改革が叫ばれ地方分権から地方主権に移行しようとする今日、市民の生活様式や価値観の多様化、増大する市民ニーズへの対応は、これまで以上に市民と行政が相互の信頼関係を構築し、お互いの役割の一部を共有し、補完し合いながらまちづくりを進めていくことが肝要であります。

この提案は、御殿場市市民協働型まちづくり市民会議のメンバーが、全くの白紙の状態から市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進という共通の理念に立ち、真剣な議論を積み重ね、市民自らのまちづくりにかける熱意による意見を集約したものであります。

本提案を受け、市は市民と行政が協働して明るい住みよいまちづくりを創造するため、御殿場市総合計画にも示しているように掛け声から一歩進めてより具体の市民協働型まちづくり推進指針を早急に策定しさらに飛躍することを期待します。

平成17年1月19日 提出

御殿場市市民協働型まちづくり市民会議

会 長	芹 沢 敏 弘	副会長	田 代 嘉 恵
委 員	吉 福 宣 之	委 員	勝 又 正 弘
委 員	前 田 慶 子	委 員	佐々木 吉 満
委 員	土 屋 賢 雄	委 員	近 藤 八重子
委 員	神 保 久美子	委 員	鈴 木 愛 子
委 員	林 久美子	委 員	関 田 喬
委 員	渡 辺 恵 子	委 員	三 井 明
委 員	勝間田 元	委 員	鈴 木 喜美子
委 員	鈴 木 雄一郎	委 員	佐 藤 正 守
委 員	大 塚 洋 子	委 員	南 美 幸
委 員	山 本 育 実	委 員	沓 間 信 幸
委 員	小 林 和 樹		

市民協働型まちづくり推進指針（市民提案）

1．市民協働型まちづくりの背景

(1) 行政まかせから市民主体の時代へ

私たちの暮らしや社会をとりまく状況は、きわめて多様化・複雑化しています。

これまでは、教育、環境、福祉、まちづくりなど、公共的な領域のほとんどすべてにおいて、行政が均一で平等なサービスを提供することに努めてきました。

しかし、市民の生活様式や価値観の多様化に対応して、全ての市民が満足できるサービスを提供することは困難です。市民の多様な要求に対応するためには、市民と行政が協力して、きめ細かい公共サービスの提供方法を工夫していく必要があります。

また、ごみ問題や環境問題のように、市民自身が被害者であると同時に原因者であるような問題が少なくありません。こうした問題については、市民と行政が一体となって対策を講じていく必要があります。

市民みんなに関わる問題（公共的な問題）は行政まかせにするのではなく、市民自身が問題解決の担い手であることを自覚し、市民と行政が協力して、より満足度が高く、効果的・効果的な方策を講じていくことが求められます。

これからの社会は、市民が必要とするサービスの増大が予想される半面、少子化による人口の減少と高齢化の進展等によって、財政的な制約はますます大きくなり、これ以上の市民負担は困難だと考えられます。

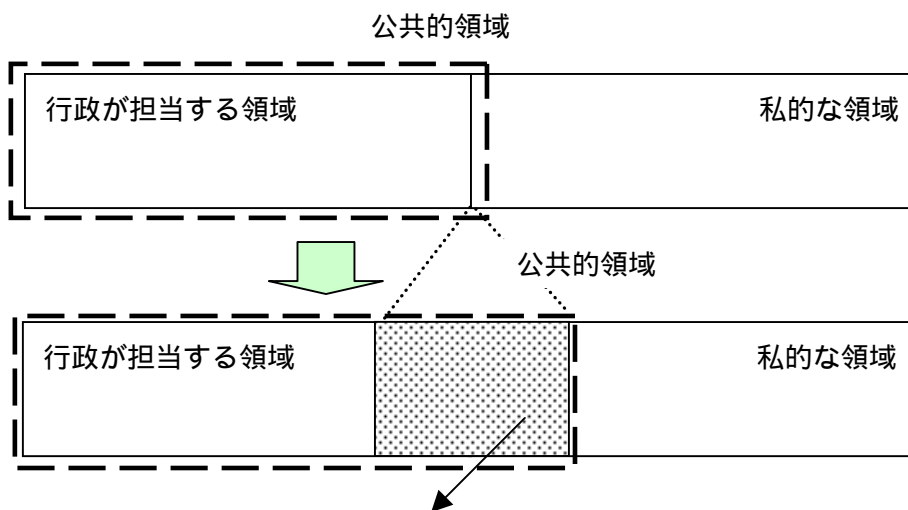
一方、地方分権の進展によって、何でも国が決める時代から、地方自治体が独自に政策を展開できる時代が到来しています。自治体は、市民と共に、知恵を出し合っ、地域にふさわしい政策を立案し、実行していくことが求められるようになっていきます。

このような分権社会の担い手である市民にも、大きな変化が現れてきました。第一に、地域の課題解決に重要な役割を果たしてきた地域自治組織が、リーダーの高齢化、世代間の意識の違いや価値観の多様化による参加意識の低下などの問題を抱えるようになってきたことです。

第二に、地域自治組織への参加意識の低下とは反対に、個人としての自立意識が高まり、お互いを尊重し助け合うような意識が高まってきています。その具体的なあらわれは、市民活動・ボランティア活動の広がりや様々な市民活動団体の増加です。

1998年には「特定非営利活動促進法」（NPO法）が制定され、全国では膨大な数のNPO法人が、公共的な領域で様々なサービスの提供を担うようになってきています。

このように、財政的な制約と公共的なサービスに対する市民の要求の増大という、相反する課題に対して、地域でできることは地域の自主性や主体性にまかせ、市民活動団体・NPO法人や企業など民間にまかせた方がよいものは民間にまかせる。そして、市民と行政・企業がお互いに補完、協力し合いながら政策を進めていくという、新たな行政のスタイルを構築していく必要があります。



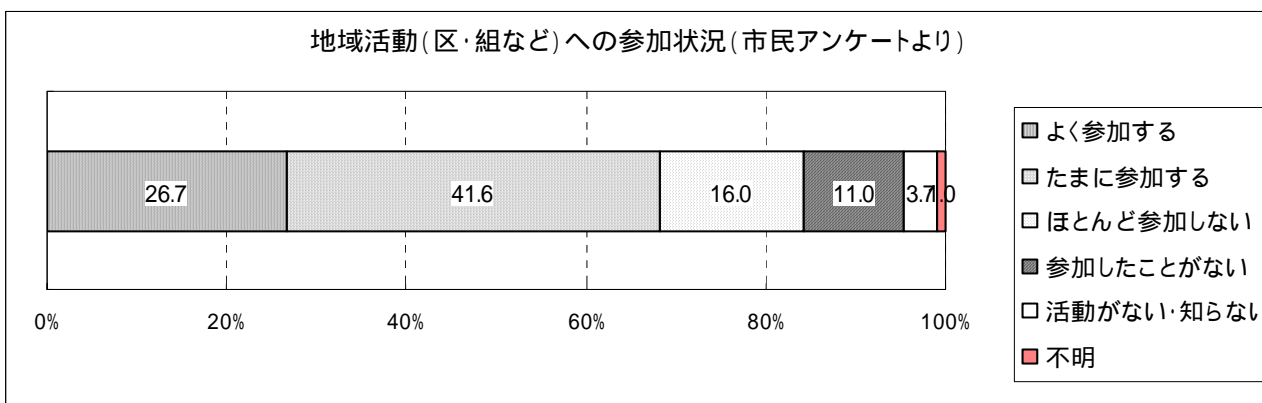
市民の要求の拡大や財政的制約から、公共的領域が拡大し、従来のような行政まかせではなく、市民と行政が協力して担うべき部分（網かけ部分）が増大する。

図：公共的領域拡大の概念図

(2) 御殿場市における市民活動の現状

御殿場市は、市の成り立ちから、各地域の自主性・自立性が強く、地域自治組織や財産区が地域課題の解決に大きな力を発揮してきました。

市民アンケート調査では、約 70%もの市民が地域活動に参加しています。しかし、リーダーの高齢化や若い世代の無関心、地域自治組織の閉鎖性・硬直化など、課題も少なくありません。

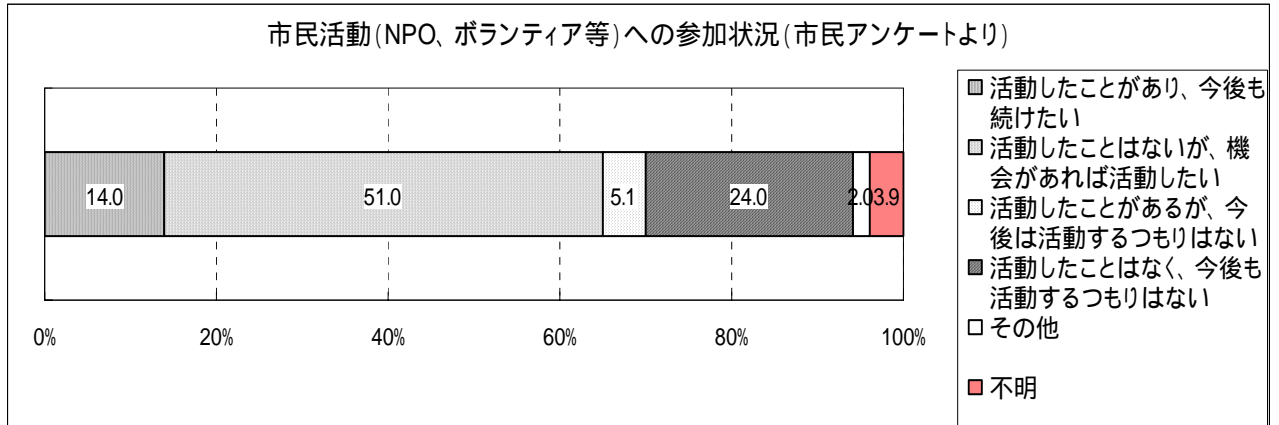


一方、全市的な課題に取り組むために、御殿場市内でもいろいろな市民活動団体・NPO法人が活動しています。

市民活動団体・NPO法人は環境や福祉、青少年育成、スポーツ、まちづくりなど様々な分野で活動していますが、財政的にも人材的にも活動基盤が弱い団体が多く、育成・支援が必要とされています。

市民アンケート調査では、市民活動・ボランティア活動に参加したことのある人は 14%

でしたが、機会があれば参加したい人は51%もいます。



このように、市民アンケート調査からは、市民の意識は高く、協働を拓げていく土壌は十分できているといえます。しかし、市民活動に関する情報不足や参加する機会が乏しいこと等の問題もあり、行政としては、こうした問題意識を受け止めて、積極的に市民活動を育成、促進する施策を講じていくことが必要です。

2. 協働の理念と進め方

(1) 協働とは

「協働」という言葉は、辞書では「同じ目的のために協力して働くこと」(大辞林)とあります。

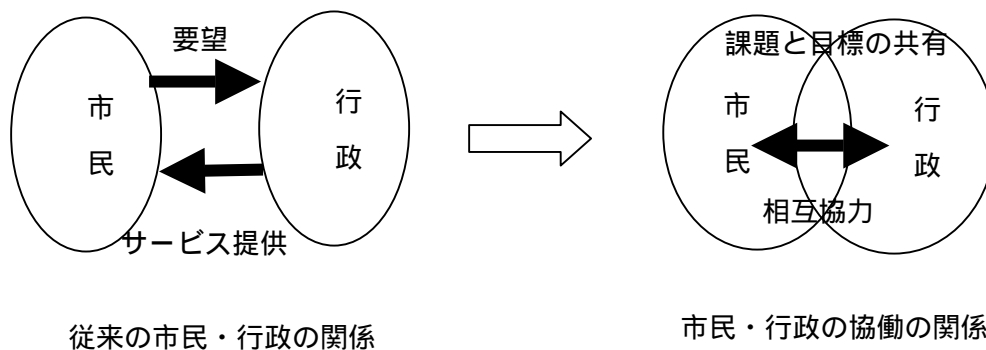
地方自治や行政の用語としては、「市民と行政が、協力して、公共的な課題に取り組むこと」という意味で使われています。

協働のもっとも基本的な形として、地域社会で住民同士が協力して地域の生活環境を維持していく活動があります。御殿場市では区の活動がこれにあたると考えられます。また、公共的な問題解決のためには、行政と市民活動団体、行政と企業など、いろいろな関係者による協働がすでに行われています。

このような状況をふまえて、この指針では、協働とは「市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO法人、企業、行政など、御殿場市を構成する様々な主体が、まちづくりの理想と志を共有し、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むこと」と定義します。

特に、行政と様々な主体の協働によるまちづくり活動の体系、すなわち、行政が関わる形での協働の活動を、「市民協働型まちづくり」と呼ぶことにします。

この指針でいう「市民」とは、御殿場市の在住者だけでなく、在学、在勤など御殿場市において活動するあらゆる人々を含む。また、団体や企業・法人も市民の中にも含むものとします。



(2) 市民協働型まちづくりの進め方

市民協働型まちづくりの具体的な進め方について、考え方を示します。

施策提案や企画段階の協働

新たな施策の立案や企画段階では、市民の柔軟な発想が活かされることが大切です。従来型の、行政の提案に対して市民が意見を述べる形の市民参加だけでなく、市民と行政が問題把握の段階から協働して施策立案したり、事業の企画ができるような仕組みの導入が求められます。

事業実施における協働

事業実施段階では様々な形の協働が考えられます。市民だけ、行政だけでそれぞれ事業を行うよりも、協働で実施した方がより効果的・効率的だと考えられる事業については、「市民協働型まちづくり事業」として位置づけ、必要な施策を講じていくことが求められます。

施設やシステムの継続的運営や維持管理における協働

従来は行政と関連団体しかできなかった施設管理に対して、指定管理者制度が導入されるなど、市民や企業が行政の担ってきた役割の一部を分担できるようになってきました。行政サービスとして継続的に行われている事業、施設の管理等についても、協働の視点から見直して、積極的に協働による運営に切り替えていくことが求められます。

(3) 市民協働型まちづくりを進めるための課題

市民協働型まちづくりを進めるための課題を、以下に掲げます。

協働型の社会を構築していくためには、市民と行政がともに「御殿場市をもっとよいまちにしていこう」というまちづくりの方向性や理想を共有することが必要です。御殿場市に対する愛着や協働の理念を育てていくことが重要です。

協働の基盤として、情報公開と情報の共有が不可欠です。また、政策の形成や事業実施段階でできるかぎりの市民参加を行い、開かれた行政運営とすることが重要です。

協働には市民と行政の相互の信頼関係が不可欠です。そのために、市民と職員それぞれの意識改革が求められます。

市民活動団体や地域自治組織など、市民の組織的な活動を支援し、育成していくことも必要です。

また、これまでは地域活動や市民活動に参加していない市民に対しても、協働の重要性を理解してもらい、活動に参加できるような仕組みづくりが必要です。

3 . 市民協働型まちづくり推進の基本原則

協働を推進するために、以下のような原則を掲げます。

協働推進のために、市民と行政はまちづくりの目標や理想を共有して取り組むことを原則とする。【**目標共有の原則**】

市民の活動は、協働の名の下に決して強制されるものではなく、あくまで自主的・主体的であることを原則とする。【**自主性の原則**】

市民の活動は、自らが決定し、自らの責任において行うことを原則とする。【**自己決定・自己責任の原則**】

協働の名の下に、行政が本来やるべきことを市民に押しついたり、地域自治組織や市民活動団体を行政の下請けとして利用してはならない。市民と行政は対等の立場で協力し合うことを原則とする。【**対等の原則**】

協働に関わる主体は、お互いの役割を理解し、助け合うことを原則とする。【**補完の原則**】

協働の関係は、主体間の信頼関係が基本であり、お互いに信頼関係の構築に努めるものとする。【**信頼の原則**】

協働を推進するためには、行政は情報公開だけでなく、積極的に情報提供をしなければならない。協働は、市民と行政が情報共有のもとに取り組むことを原則とする。【**情報共有の原則**】

協働の活動内容及び結果は、公開を原則とする。【**公開の原則**】

4 . 市民協働型まちづくり推進のための施策提案

市民協働型まちづくりを推進するためには、行政の体制づくり、市民と行政の協議の場づくり、市民活動団体・NPO法人の情報交換、ネットワーク形成などが必要です。

以下に、市民協働型まちづくり推進のための施策提案をとりまとめました。

(2) 市民と行政の協議の場の常設

[趣旨]

市民協働型まちづくりは、市民と行政がまちづくりの理念や方向性を共有し、対等な立場で協力していくことが前提となる。そのためには、市民と行政が市民協働型まちづくりについて協議や意見交換できる場を設ける必要がある。

[内容]

- ・ 「市民協働型まちづくり推進協議会」を設置する。
- ・ 推進協議会は、まちづくり条例あるいは市民協働型まちづくりの基本方針等を定め、具体的な施策を検討する。
- ・ 推進協議会は、協働推進の話し合いの場（プラットフォーム）として、関係する主体が自由に参画し、議論できるような開かれた場とする。
- ・ 会議は公開を原則とし、会議の内容は広く市民に周知する。
- ・ 推進協議会は、市民協働型まちづくりの進捗状況や成果をチェックし、評価する役割を担う。

(2) 「協働マニュアル」の策定

[趣旨]

市民協働型まちづくりを進めていく中で、市民と行政の間で業務遂行上の規約が求められ、市民団体の協力の約束事が必要とされるケースも想定される。

市民協働型まちづくりをスムーズに推進するためには、「協働の基本原則」にもとづいて、市民協働型まちづくりの基本的なマニュアルを策定する必要がある。

[内容]

- ・ 市民活動団体が行政の業務を受託する場合のマニュアルや、市民団体間の協力の仕方など、市民と行政の共有の協働マニュアルを策定する。

(3) 市民活動の拠点（（仮）市民活動支援センター）づくり

[趣旨]

市民協働型まちづくりに関わるいろいろな主体が集う場として、（仮）市民活動支援センターを設ける。センターの機能として、活動に参加したい市民への窓口機能、情報提供、研修や人材育成、市民活動団体のネットワーク拠点などが考えられる。

[内容]

場所	市役所、空き教室、その他の公共施設などを活用して開設する	
機能	窓口機能	市民協働まちづくりに関する窓口
		市民活動・ボランティア活動をしたい人の相談窓口
	交流機能	市民活動団体・NPO法人等のネットワーク
		交流促進のための機能
	情報提供機能	地域の市民活動・ボランティア活動に関する情報
		人材バンク
		まちづくりに関する先進情報
	調整機能	市民活動団体・NPO法人等の団体間の調整
市民と行政との調整		
研修機能	市民活動・ボランティア活動の育成・研修	
	コーディネーター・リーダーの育成	
施設	オフィス機能	会議室、コピー等の機器
	情報拠点	パソコン、サーバー等のIT設備
		資料室、図書室

(4) 人材の育成

[趣旨]

市民協働型まちづくりを推進するためには、市民と行政など関係する主体を調整できるコーディネーターや、活動のリーダーシップをとれる人材が重要である。市民のいろいろなキャリア、専門能力・技能を、市民協働型まちづくりに活かせるように、人材の発掘、人材バンクなどを整備する必要がある。

市民活動団体を育成するために、団体・NPO法人の設立・運営に関する研修や、市民活動・ボランティア活動に参加したことがない人を対象とした研修など、協働の担い手となる人材育成に努める必要がある。

アンケート調査によると、市民の多くは協働の意味や必要性を理解していないのが実情である。このような市民に対して、きめ細かい啓発・PR活動を行うなどして、市民協働型まちづくりを担う人材の底上げを図る必要がある。

[内容]

- ・ 研修の場を設けて、市民活動・ボランティア活動の、入門研修からリーダー・コーディネーター研修までを行う。研修の機能は、(仮)市民活動支援センターに置き、市民と行政の協働で企画運営する。
- ・ 人材バンクを設置する。

(5) 市の職員の意識改革と地区担当制度の検討

[趣旨]

市は、協働の一方の当事者である。アンケート調査でも、職員が協働に対する理解を深めることが望まれている。市民と行政が対等の立場で市民協働型まちづくりに取り組むためには、市の職員と市民活動団体の人事交流なども検討する必要がある。

[内容]

- ・ 職員研修の一環として、一定期間、NPO法人等に職員を派遣する制度を設ける。
- ・ 市民の専門性を活かすために、任期付き任用職員を採用するなど、市民が行政に直接関与できる機会を広げる。
- ・ 職員の意識改革のため、市民を講師とした研修や先進地への派遣研修など、研修の在り方も工夫する必要がある。
- ・ 「地区担当職員制度」など、職員が地域と行政の協働の橋渡し役、調整役となる仕組みを検討する。

(6) 市民協働型まちづくり事業認定制度とモデル事業の実施

[趣旨]

市民協働型まちづくりに対する認識を市民に広げるために、協働事業として認定する制度を設ける。事業を認定することによって、市民に対しても参加を呼びかけやすくなり、また、行政の理解も得やすくなる。認定することで、NPO法人等が寄附や融資を受けやすいなどのメリットが期待できる。

[内容]

- ・ 「市民協働型まちづくり推進協議会」に、協働事業の認定組織を設けて、公開の場で審査し認定する。
- ・ 認定された事業は、市民に広くPRし、参加や協力を呼びかける。
- ・ 認定制度と活動資金助成制度は、同じものではないが、組み合わせて制度化することも考えられる。
- ・ いくつかの分野で、認定制度の趣旨に合致するようなモデル事業を実施する。

(7) 市民協働型まちづくり事業助成制度

[趣旨]

市民協働型まちづくりを進めるために、行政が事業経費を助成することも必要である。団体の助成ではなく、活動に対する助成制度で、現在の市民公益活動補助金制度を拡充する。

委託事業については、この制度とは別に適正な委託料を支払うべきである。

[内容]

- ・ 助成対象は公募とし、公開の審査によって選考する。
- ・ 協働事業認定制度と組み合わせて、助成金の対象となる事業、名目だけ認定する事業など、事業の性格によって認定の内容を変えるような仕組みも考えられる。

(8) 市民活動団体・NPO法人の支援制度

[趣旨]

活動助成のほかに、市民活動団体・NPO法人の基盤強化のための間接的な支援制度を検討する。

[内容]

- ・ 支援のひとつとして、(仮)市民活動支援センターや市内の公共施設・空き店舗等のスペースを事務所として提供したり、什器・IT機器の貸与などが考えられる。
- ・ 人的支援として、団体運営の相談業務、専門家の派遣、メンバーに対する研修の講師派遣などが考えられる。

(9) 情報提供・情報共有の仕組みづくり

[趣旨]

市内で展開される協働型の市民活動の情報をとりまとめて、わかりやすく市民に提供すると共に、活動団体が簡単に情報発信できるような仕組みが必要であり、ITの活用によって効率的・効果的な仕組みを構築することなども考えられる。

特に、地域での地域自治組織や財産区の活動などについて、情報が届きにくい現状がある。こうした情報を地域住民が共有できる仕組みを整え、地域での協働を発展させていくことが望まれる。

[内容]

- ・ 協働に関する情報を発信するために、定期的に情報誌・ニュースレターを発行する。
- ・ 「市民協働型まちづくりのホームページ」を開設し、市民活動団体や市内のいろいろな活動にアクセスしやすくする。サイトの運営は、市民と行政が協働して行う。

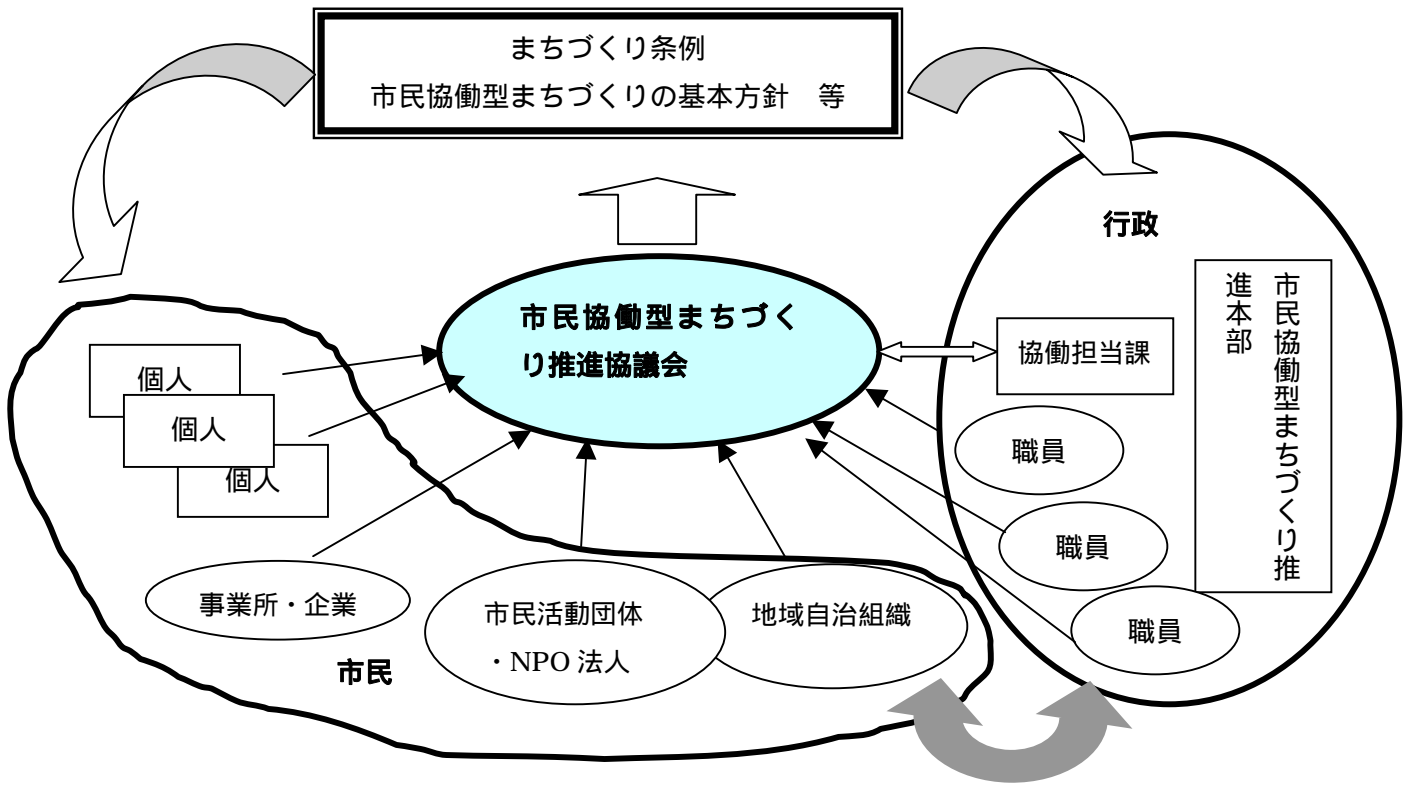
(10) 庁内体制の整備

[趣旨]

協働を全市的取り組みとするために、核となる窓口組織を明確にする必要がある。また、庁内横断的な推進体制を整備する必要もある。

[内容]

- ・ 「市民協働型まちづくり推進本部」を設置し、担当課は市民と行政内部の両面において、協働の窓口、コーディネート機能を果たすこととする。
- ・ 「市民協働型まちづくり推進協議会」の行政側の対応組織としての役割を持たせる。



図：市民協働型まちづくりの推進体制のイメージ